

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
(サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業) を実施する者の公募についての公示

令和8年2月13日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

注) 本事業は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、補助金の交付申請の受け付け及びそれに対する交付決定の時期、事業内容等の変更が生じる場合があります。

1. 事業概要

(1) 事業名

サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業

(2) 事業目的

サービス付き高齢者向け住宅（以下、(2)において、「サ高住」という）は、令和7年12月末時点で約29万戸が登録されており、高齢者の多様なニーズを踏まえた様々なサ高住が供給されているところである。このように市場での供給が進む中、平成28年5月にまとめられた「サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会」のとりまとめや平成29年度から開催している「サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会」において指摘されているようにサ高住の適切な立地や質の向上等を図る必要があるほか、入居者や事業運営を含む実態等を把握し、今後の取組に繋げることが重要である。このためには、市町村や事業者の判断に資するようサ高住の登録情報を用いた供給動向等を調査・分析することが重要である。また、利用者に対する透明性を確保するため、サ高住に関する情報提供を適切に行うことや事業者の取組を促すよう質の高い取組に係る普及啓発が必要である。

以上より、本事業は、都道府県・市区町村や事業者の判断に資するサ高住の登録情報を用いた供給動向等を調査・分析、サ高住の登録情報の効果的な提供方策や質の高い取組の普及啓発を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、サ高住を中心とする高齢者向け住宅が全国各地域において的確に普及されることを目的とする。

(3) 事業内容

- ① サービス付き高齢者向け住宅の登録情報・運営情報を用いた供給動向等の調査・分析
- ② サービス付き高齢者向け住宅の登録情報・運営情報の効果的な提供方策の検討

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ① 担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 西澤・佐藤
- ② 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③ 電 話 03-5253-8111 (内線 39855)
- ④ 電子メール hqt-anshin-kyojyu02@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和8年2月13日(金)から令和8年2月27日(金)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和8年2月27日(金) 18時00分まで
- ③場 所 上記担当部局
- ②方 法 電送(電子メール)。

なお、提出時は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・提出形式は、**PDF** とする。なお、担当部局が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。
- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること

4. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称(法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。)

不適切な行為の内容等の公表

- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※ 「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開

示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。

(7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。